

一般競争入札公告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び大津市契約規則（昭和40年規則第35号。以下「規則」という。）第3条の規定により、次のとおり公告する。

令和7年7月3日

大津市長 佐 藤 健 司

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 公用自動車賃貸借（リース）
- (2) 賃借物件 公用自動車一式（1台）
- (3) 賃貸借期間 令和8年2月2日から令和15年1月31日まで（84月）。ただし、落札者と協議の上、賃貸借の開始日を早める場合がある。この場合においても、賃貸借期間は84月とする。
- (4) 賃借物件の仕様 仕様書のとおり
- (5) 納入場所 大津市御陵町3番1号 大津市役所庁舎北駐車場

2 競争入札に参加する者に必要な資格

入札に参加できる者は、この公告の日から開札の日までにおいて、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 施行令第167条の4第1項に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがされている者又は会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがされている者でないこと。
- (4) 大津市物品供給等指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 本入札に参加する他の入札参加者との間に次に掲げる資本関係又は人的関係がない者であること。ただし、イ(ア)にあっては、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等である場合を除く。

ア 資本関係

- (ア) 親会社等（会社法第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）と子会社等（同条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- (イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

(ウ) (ア)又は(イ)と同視し得る関係にあると認められる場合

イ 人的関係

(ア) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

(d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

c 会社法第575条第1項に規定する持分会社の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

d 組合の理事

e その他業務を執行する者であつて、aからdまでに掲げる者に準ずるもの

(イ) 一方の会社等の役員が他方の会社等の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合

(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(エ) (ア)から(ウ)までと同視し得る関係にあると認められる場合

(6) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア 役員等（個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

- (7) 令和7年度大津市競争入札参加有資格者名簿の取扱業種「リース」に登録されている者であって、登録されている本店又は支店若しくは営業所が、滋賀県内、京都府内又は大阪府内のうちのいずれかに存するものであること。
- (8) この公告の日から過去2年間に国（公社及び公団を含む。）又は地方公共団体との間で、公用自動車賃貸借契約を複数回にわたって締結し、これらを全て誠実に履行した実績（履行中のものを含む。）を有している者であること。

3 入札参加申請の受付期間、受付場所及び方法

- (1) 受付期間 令和7年7月3日（木）から同月16日（水）まで（大津市の休日を定める条例（平成元年条例第67号）第1条に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- (2) 受付場所 大津市御陵町3番1号 大津市教育委員会事務局教育総務課
（電話077-528-2630）
- (3) 提出方法 持参又は郵送により提出すること。郵送による提出の場合は、特定記録郵便、一般書留郵便又は簡易書留郵便の方法により、令和7年7月16日（水）までに次号の郵送先に到達するよう郵送しなければならない（これら以外の方法により提出された場合は、同日までに到達したものであっても無効とする。）。)
- (4) 郵送先 〒520-0037 大津市御陵町3番1号
大津市役所内郵便局留
大津市教育委員会事務局教育総務課宛て

4 契約条項を閲覧する場所

大津市御陵町3番1号 大津市役所別館2階
大津市教育委員会事務局教育総務課 （電話077-528-2630）

5 競争入札の日時及び場所

- (1) 日時 令和7年7月24日（木） 午前10時
- (2) 場所 大津市御陵町3番1号 大津市役所別館2階 教育委員会室2

6 入札保証金に関する事項

規則第5条による。

7 入札無効の要件

規則第13条による。

8 その他必要な事項

入札説明書に記載のとおり